

毎日子どもを預けられる施設

支給認定を受けて利用する施設	支給認定を受けずに利用できる施設
○認可保育所 ○認定こども園 ○小規模保育事業 ○施設型給付を受ける幼稚園 ↑の施設の利用を希望する場合は、次の支給認定をご覧ください。	○私学助成を受ける幼稚園 ○認可外保育施設 ●児童センター 原則地区内の児童が対象です ↑の施設の利用を希望する場合は、支給認定の申請は必要ありません。

支給認定

年齢と保育の必要性の有無によって3つの認定区分があります。

認定区分	年齢	保育の必要性	教育・保育時間	利用できる施設
1号認定	満3歳以上	なし	教育標準時間 (約4時間)	認定こども園(幼稚園部分) 施設型給付を受ける幼稚園
2号認定	満3歳以上	あり	保育標準時間 (11時間)	認可保育所 認定こども園(保育園部分)
3号認定	満3歳未満	あり	保育短時間 (8時間)	小規模保育事業

※保育の必要性については、保護者の状況が「就労・妊娠・出産・疾病・障がい、介護等、災害復旧、求職活動、就学」などの場合に「あり」となります。

※2号認定・3号認定については、保育が必要な時間によって、さらに「保育標準時間」認定と「保育短時間」認定に区分されます。

<認定区分フローチャート（保護者の就労を例にした場合。年齢は4月1日時点）>

